

安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の追加に伴う
安全上重要な施設に係る別表の分割について

1. はじめに

本資料は、2020年7月に許可された再処理事業変更許可申請において、これまで「安全上重要な施設」としていた以下の設備及び機器を「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」としたことを踏まえた保安規定の「安全上重要な施設」に係る別表の分割について説明する資料である。

- (1) 補助抽出器中性子検出器の計数率高による工程停止回路及び遮断弁
- (2) 抽出塔供給有機溶媒液流量低による工程停止回路及び遮断弁
- (3) 抽出塔供給溶解液流量高による送液停止回路及び遮断弁
- (4) 第1洗浄塔洗浄廃液密度高による工程停止回路及び遮断弁
- (5) プルトニウム濃縮缶に係る注水槽の液位低による警報
- (6) 注水槽

2. 再処理事業指定申請書の記載について

再処理事業変更許可申請においては、1.の設備及び機器について、「安全上重要な施設」として選定しないが、「安全上重要な施設」への波及的影響防止及び旧申請書の設計を維持する観点から、「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」と位置付けるとともに、再処理事業指定申請書 添付書類六の第1.7.7-1表 安全上重要な施設（以下「第1.7.7-1表」という。）についても変更した。

3. 保安規定における安全上重要な施設に係る別表への反映について

2.の変更に伴い、保安規定の以下別表に反映が必要であり、それぞれ以下変更理由のとおり、「安全上重要な施設」と「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」で別表を分割することとした。

別表7の3 安全上重要な施設及びその安全機能（第30条の3関係）

表の概要 : 保安規定において、保安上のグレード分けの観点から「安全上重要な施設」を明確にするため、第1.7.7-1表を実機器名に置き換えた表

変更（分割）理由 : 「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」は「安全上重要な施設」と同様の管理を実施するため、表には残す必要があるが、本表は第1.7.7-1表に準じていること、また、そのため機器等の位置づけ（分類及び安全機能）も記載しており、第1.7.7-1表の変更に伴って、その位置づけも変更されることから、安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設の機器等をこれまでの箇所に記載することはできないため、表を分割して反映した。

別表 9 安全上重要なインターロック等（第 32 条関係）

表の概要 : 安全上重要な施設に該当するインターロック、警報装置の管理（「適用される状態」、「設備に求められる状態」及び当該状態を満足していないと判断した場合の措置）について規定している表

変更（分割）理由 : 「安全上重要な施設と同等の信頼性を維持する施設」は「安全上重要な施設」と同様の管理を実施するため、表には残す必要があるが、上記別表 7 の 3 に準ずる形式の方が別表 7 の 3 との関係性が分かりやすく、設備の位置づけを正しく認識できると考え、表を分割して反映した。

以 上